

令和 5 年度

人権に関する学習をすすめるために

令和 6 年 3 月

愛 知 県 教 育 委 員 会

愛知人権ファンクション委員会

はじめに

愛知県では、2022（令和4）年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する「あいち人権プラン」を策定いたしました。

このプランは、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度の5年間を計画期間とし、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を併せもつものです。

このプランの対象者は、現在、課題を抱えている方々だけでなく、将来的に課題を抱える可能性のある方々も含め、愛知県内に居住する全ての県民及び県内の事業所としております。基本的人権を尊重し、より包括的で公正な社会を構築するためには、日本国憲法の理念を受け継ぎながら、SDGsや国際的な動向にも沿い、人権意識の向上と多様性の尊重を推進する必要があります。それには人権に対する真の理解が必要であり、特に差別意識が残存している現状に対処する必要があります。

あいちの学び推進課では、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、人権意識の向上や人権侵害の未然防止に向けて、人権啓発・教育を通じて地域社会に働きかけ、関係機関との連携を図りながら、あらゆる人権課題の解消に取り組んでいます。また、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人ひとりに寄り添った個別の対応を行うこと、新たな人権課題や交差する人権課題にも柔軟かつ包括的に対応することを目指しています。

そのため本県においては、「愛知人権ファンクション委員会」を設置し、「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」により人権教育推進のための教材・教具の開発等を行うとともに、人権教育の指導的立場にある方々の資質や指導力の向上を目的とした人権教育指導者研修会を、尾張地区、三河地区の2箇所で開催実施を各2回ずつ計4回実施しました。また、調査研究委託事業を津島市及び豊橋市の各実行委員会に委託し、事業に取り組んでいただきました。本冊子は、その2市における実践内容を中心に、本課の取組や県内の人権教育に関する実践事業等を掲載しています。

各市町村の生涯学習・社会教育関係職員等の皆様におかれましては、本冊子を各市町村における人権教育の推進の一助としていただくとともに、公民館や社会教育施設等で開催される講座や社会教育関係団体の集まる研修会などで御活用いただければ幸いです。

愛知県内の全ての住民及び事業所で、人権に関する課題の解決に取り組むことが求められており、関係市町村や関係者の皆様の御協力は極めて重要であります。今後も皆様と共に、より良い人権尊重の社会を築いていくために、取組を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

2024(令和6)年3月

愛知県教育委員会あいちの学び推進課長
小野内 茂喜

「みんな違って、みんないい」人権社会をめざして !!

21世紀は、「人権の世紀」。日本国憲法にある「私たちは、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分・家柄によって差別されない」という人権尊重の社会をめざして、平成12年の「人権教育及び人権啓発推進法」をはじめ、平成28年の「障害者差別解消推進法」・「ヘイトスピーチ解消推進法」・「部落差別解消推進法」等の施行により、国や地方自治体で様々な人権施策や人権教育・啓発活動が積極的に展開され、今日に至っております。

しかしながら、依然として、子ども・女性・高齢者・障害のある人等に対するいじめや虐待、部落差別やインターネットによる誹謗中傷・差別発言、性的少数者の問題など、様々な人権侵害が後を絶ちません。

令和4年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。「相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う」ことと述べられています。今こそ、私たちは、一人ひとりが自分の周りに目を向け、様々な人権課題に取り組まなければなりません。「人権の大切さに気づき、考え、行動する」というアクションを起こさなければなりません。そして、全ての人間が幸せに生活していける「みんな違って、みんないい」という人権社会を創り上げていきたいものです。

愛知県では、平成13年に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」が策定され（平成26年・31年改定）、今日まで人権教育指導者研修をはじめ、各種事業が精力的に展開されてきました。また、平成16～21年度の6年間、文部科学省委託の「人権教育推進のための調査研究事業」では、12市町によって、DVD・絵本・紙芝居・冊子・ビデオ等の人権学習教具や啓発資料を作成していただきました。平成22年度からは、「愛知県人権教育推進のための調査研究事業」として、毎年、2市町村に委託し、積極的な調査研究を継続してまいりました。そして、その成果資料は、県内各地の人権教育・啓発活動に大いに活用されていることと思います。

令和5年度は、津島市と豊橋市に調査研究事業を委託しました。津島市では、「子どもの人権感覚の育成」をテーマに、子どもを対象とした紙芝居を作成し、人権ふれあい教室の開催していただきました。豊橋市では、「インターネットによる人権侵害」をテーマに、啓発用品の作成・配布や中高生を対象とした人権講演会（ワークショップ・意見交換会）を開催していただきました。その取組と成果が、この冊子にまとめられています。

今後も、愛知人権ファンクション委員会は、長年にわたって蓄積されてきた成果を大切に活用するとともに、様々な角度から人権課題を検討し、その解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。県内各市町村におかれましても、この冊子やこれまでの財産を有効に活用され、地域の人権教育・啓発活動に御尽力していただければ、幸いに思います。

令和6年3月 愛知人権ファンクション委員会委員長 水谷瀧男

目 次

(ページ)

第1部 愛知県の人権に関する取組	1
I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言	1
II 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定	1
III 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」	6
第2部 令和5年度 愛知人権ファンクション委員会の取組	8
=活動報告=	
I 津島市人権教育実行委員会	15
II 豊橋市人権教育推進実行委員会	19
第3部 令和5年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業	23

<第1部> 愛知県の人権に関する取組

I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

平成9年12月5日

人権尊重の愛知県を目指して

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行50周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

II 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定

平成31年3月

平成13年2月に策定した計画について、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、人権に関する県民意識調査の結果も踏まえ、平成26年及び平成31年に改定した。

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」（改定版）のあらまし

1 基本的な考え方

(1) 行動計画の基本目標

人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組みます。

(2) 人権教育・啓発に当たっての基本的な考え方

①個人の尊厳の確保と共生社会の実現

個人個人が自立した人間として尊厳が保たれ、多様な価値観が受け入れられる「共生」の社会を目指します。

②多種多様な取組の推進

人権問題は多種多様なものなので、人権教育・啓発もあらゆる年齢層、職業を対象に、いろいろな場で様々な形で行う必要があります。

③少数者、少数意見への配慮

マイノリティと言われる少数者を尊重し、少数意見などにも十分な配慮をする必要があります。

(3) 人権教育・啓発に当たっての基本的な姿勢

① 県民の主体的な参加の促進

あらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やし、また参加しやすいよう内容の充実を図ります。広報やインターネットでの情報提供も積極的に行い、県民の皆様方の主体的な参加を促します。

② 人権尊重の視点に立った行政の推進

行政内部において人権意識を高揚させ、人権尊重の視点に立った業務の遂行に努めます。

③ 継続的な取組の推進と新たな問題への対応

社会環境の変化に伴い、様々な形で新たに発生する可能性のある人権問題について、柔軟に対応し、粘り強い取組を進めます。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 社会における人権教育・啓発の推進

正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、また実践していくよう、家庭や地域社会における取組の充実を図り、生涯にわたり充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。

① 家庭における人権教育の推進

② 地域社会における人権教育・啓発の推進

③ 学習機会の充実

④ 指導者の養成

(2) 学校等における人権教育の推進

児童生徒の発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進します。

① あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

② 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

③ 研究指定校等の成果の普及

④ 家庭、地域との連携

(3) 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

社会的役割と責任を自覚しながら、公正な採用、明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境の整備を促します。

① 就業の機会均等の確保

② 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

③ 関係団体との連携

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権とかかわりの深い、特定の職業に従事する者に対して、研修、情報提供による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 行政職員

- ②教職員
- ③警察職員
- ④消防職員
- ⑤医療・保健関係者
- ⑥福祉関係者
- ⑦マスメディア関係者

3 重要課題への対応

(1) 女性

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現を目指します。

- 男女共同参画の理解の促進
- 女性に対する暴力の根絶
- メディアにおける女性の人権尊重
- 性と生殖についての女性の自己決定権に関する周知の徹底
- 働く場における男女共同参画の実現
- 社会参画の促進

(2) 子ども

家庭、学校、地域などの子どもを取り巻くすべての環境が、子どもの健やかな成長、発達を図っていくものとなるよう、総合的な施策の推進を図り、次代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを目指します。

- 「児童の権利に関する条約」の普及啓発
- いじめ対策の推進
- 児童虐待防止の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 被害少年対策等の推進
- 保育の充実

(3) 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重される社会の実現を目指します。

- 自立促進と社会参加活動の推進
- 総合的な保健福祉サービスの推進
- 雇用、就労機会の確保
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(4) 障害者

障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消、合理的配慮の提供の推進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

- 自立促進と社会参加活動の推進
- 総合的な福祉サービスの推進
- 障害児、障害者教育の充実
- 障害者にやさしいまちづくりの推進
- 職業的自立の促進

(5) 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱と捉え、この問題の実態や固有の経緯等を十分に認識しつつ、教育・啓発を推進します。

- 同和問題（部落差別）に対する理解の促進
- 同和教育の推進
- 教育・啓発の実施主体相互の連携・協力の推進
- 啓発指導者の育成
- 隣保館活動の充実
- えせ同和行為の排除の推進

(6) 外国人

あらゆる年齢層のライフサイクルに応じた継続的支援や、外国人県民同士や外国人県民と日本人県民が互いに支え合う関係づくり、外国人県民とともに暮らす地域への支援を通して、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、共に安心して暮らし活躍できる地域社会を目指します。

- 多文化共生の意識づくり、国際理解の促進
- 学校教育における外国語教育・国際理解教育の推進
- 外国人への情報提供の充実・相談体制の整備
- 在住外国人が暮らしやすい環境の整備
- ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進
- 就労対策の推進
- 都市基盤整備の促進

(7) 感染症患者等

エイズ、肝炎、ハンセン病について、正しい知識の普及啓発活動を推進し、H I V感染者、肝炎患者、ハンセン病回復者やその家族等に対する差別や偏見の解消に努めます。

(8) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族が地域社会で安心して平穏な生活を営むことができるよう県民の理解を深めるとともに、関係機関と連携して犯罪被害者等の支援を推進します。

○犯罪被害者等に対する理解の促進

○途切れることのない支援の実施

(9) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害を防止するために、県民一人一人がモラルを持ちインターネットを利用するよう教育・啓発を推進します。

○教育・啓発活動の推進

○安全なインターネット環境の普及促進

(10) ホームレス

ホームレスに関する問題について県民の理解を得ながら、自立支援のための必要な施策を推進します。

○ホームレスに対する理解の促進

○自立支援の推進

(11) 性的少数者

性的少数者に対する差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めるために、必要な施策を実施します。

○性的少数者に対する理解の促進

○教育活動の推進

(12) 様々な人権をめぐる問題

アイヌの人々に対する結婚や就職における差別や偏見、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、暴力や権力の濫用等より行われる人身取引、相手を不快にさせ尊厳を傷つけるハラスメント、災害に伴う人権問題への対応も必要です。

4 計画の推進

(1) 本計画の推進に当たっては、愛知県人権施策推進本部を中心とした全庁的な取組を進めます。

(2) 時代の流れの中で、人権問題は多様化し、新たな問題も発生しているので、時代の要請、ニーズに合った施策の実施に努めます。

(3) 国、市町村その他の公的機関や民間団体等と連携し、人権尊重の社会を実現するための取組を進めます。

(4) 住民に身近な立場にある市町村については、国と連携を図りつつ、この計画の趣旨に添った取組を展開するよう促します。

(5) 社会情勢の変化等によって行動計画を変更する必要性が生じた場合には、見直しを行います。

2022年
4月1日

Ⅲ 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」

が施行されました。

相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めましょう。

条例の概要

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

人権尊重の社会づくり

基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

インターネット上の
誹謗中傷等の
未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する
不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進

部落差別の解消
に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の
多様性についての
理解の増進等

条例の詳しい内容については、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>



県民・事業者のみなさまへ

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、また、事業者がその事業活動を行うにあたっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策にご協力いただきますようお願いいたします。

2022年10月1日施行（第9条～第12条）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、公共の場所（県の区域内の道路・公園、広場等）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（行進・示威運動など）が行われたと認めるときは、その概要を公表する場合があります。【第10条】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動

本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条】



問合せ：愛知県県民文化局人権推進課
電話：052-954-6167

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普通の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第1節 基本計画等

(基本計画)

第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 人権施策についての基本的な方針
 - 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会(第11条及び第12条において「審議会」という。)の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等(インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。)を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策
- インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。)の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

(公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

(公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動(県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。)で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう留意しなければならない。(審議会からの意見聴取等)

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現活動が行われたときその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。
- 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。
- 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

(審議会の調査審議の手続)

第12条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができ。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

(適用上の注意)

第13条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。)の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第3章 愛知県人権施策推進審議会

第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
- 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。(経過措置)

2 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

3 この条例の施行の際に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画(人権教育・啓発に関する愛知県行動計画)は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(第4項略)

<第2部> 令和5年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

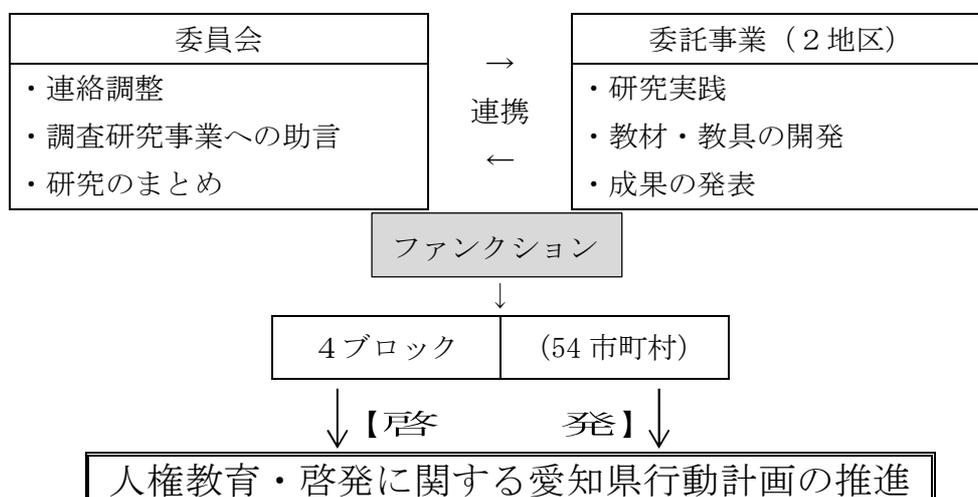
1 趣旨

愛知県では、平成13年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指した取組を推進している。しかし、行動計画に掲げてある「人権教育・啓発」の推進や「重要課題への対応」は多岐にわたり、常に時代の要請やニーズに応じた実践的な施策の実施が必要である。

本委員会では平成16年度から21年度まで文部科学省の委託を受け、県内4ブロックから各1市町村にモデル事業を委託し、「特色ある人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究」に取り組んだ。そして、本事業で制作した「人権教育推進のための教材・教具」を、人権教育・啓発推進のための学習機会が充実するように県内へ配布するとともに、愛知県生涯学習情報システム『学びネットあいち』へ掲載し、普及を図ってきた。

平成22年度からはこれまでの事業の成果を継承し、更に発展させるために、県事業として「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」を2市町村実行委員会に委託し、調査研究事業を実施している。

しかし、多種多様化している人権課題に対して、更なる体験プログラム作りの必要性を強く感じている。そこで、今後も新しい視点での教材・教具の開発を目指すとともに、その普及・啓発活動の中で、他機関・団体等と連携して愛知県行動計画を機能（ファンクション）させ、人権尊重社会「人権愛知」の実現を目指していきたい。



2 委員会構成・人数

委員長1名(学識経験者)・副委員長1名(公民館関係者)・委員14名(教育委員会関係者10名、モデル事業関係者4名) 合計16名

3 委員会開催回数（3回）

○第1回委員会（令和5年6月6日開催）

- ・令和5年度の計画
- ・令和5年度の人権教育推進について

○第2回委員会（令和5年8月8日開催）

- ・研修会① 講話

演題 「同和問題（部落差別）と関わって学んだこと ～気づき、考え、行動することの大切さ～」

講師 水谷 瀧男 氏（愛知人権ファンクション委員会委員長）

- ・研修会② 実践発表 令和4年度委託2市町（一宮市・豊田市）の発表

○第3回委員会（令和6年2月2日開催）

- ・令和5年度研究のまとめ
- ・令和6年度の計画

4 研修事業

愛知県教育委員会主催人権教育指導者研修会中央研修会（開発教材・教具の紹介）

（前期）令和5年9月8日、9月13日

（後期）令和6年1月12日、1月16日

【中央研修会で紹介した実践活動】

実施団体	研究テーマ
一宮市人権教育推進実行委員会	「被害者にも加害者にもなりえる！」 ～インターネットによる人権侵害～
女性に対する暴力をなくす運動 実行委員会（豊田市）	「女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発 活動の実施」～誰もが自分らしく楽しく暮らせる 社会に向けて～

5 その他（成果の普及・啓発方策等）

- (1) 「人権に関する学習をすすめるために」の冊子を各市町村へ配付し、市町村における人権教育・啓発事業推進の一助とした。
- (2) 調査研究委託事業で作成した教材は、学びネットあいちに情報登録をするとともに、あいち人権センターに提供し、貸出し教材として活用の促進を図っている。

【資料】

平成16年度～平成21年度 文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」作成教材

	タイトル	作成者	年度
1	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」vol1	津島市人権教育調査研究委員会	H16
2	ほうらいの人権絵本	鳳来町人権教育推進協議会	
3	子どもの人権啓発ビデオ 「はばたけ地球の子どもたち」	瀬戸市ビデオ教材制作委員会	
4	たかはま市子ども市民憲章絵本 「わたしはね…」	高浜市子ども市民憲章普及啓発委員会	
5	美しい話を絵本にしよう 「子どもの手作り絵本」	鳳来町人権教育推進協議会	H17
6	人権教育教材ビデオ 「君の勇気を待っている」	知多地区人権教育教材製作委員会	
7	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」(障害者の人権)	津島市人権教育調査研究委員会	
8	たかはま市子ども市民憲章 大人向け啓発書「おとなもね…」	たかはま市子ども市民憲章普及啓発委員会	H18
9	人権教育推進のための調査研究事業	小坂井人権ファンクション委員会	
10	人権大型紙芝居「なかなおり」	知立市人権紙芝居制作委員会	
11	「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
12	人権学習教具収録CD 「いろいろな人権問題」ハンセン病と人権	津島市人権教育調査研究委員会	H19
13	人権人形劇「いいとこみつけた」	知立市人権紙芝居制作委員会	
14	人権教育DVD教材 「i f…～勇気を出して～」	小坂井人権ファンクション委員会	
15	男女共同参画啓発劇 「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
16	人権学習教具収録ビデオ 「いろいろな人権問題」同和問題(2)	津島市人権教育調査研究委員会	H20
17	よりぬき さんかくコラム	大口町人権教育研究委員会	
18	「じんけん」PDFファイル 障害者の人権啓発絵本「じんけん」	田原人権ファンクション委員会	
19	「ハンセン病と小笠原博士」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
20	「こんたのしっぽ」	豊田市子ども会議	H21
21	学校啓発プレゼンテーションソフト 「ハンセン病」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
22	「デートDV」啓発リーフレット、 冊子、DVD	大口町人権教育研究委員会	
23	外国人理解のための冊子 「世界の国からこんにちは」	豊田市子ども会議	H21
24	障害者の人権啓発リーフレット 障害者のじんけん啓発絵本「じんけん 2」	田原人権ファンクション委員会	

平成22年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

1	障害者の人権について啓発を図る活動の実施	愛西市人権紙芝居制作委員会
2	人権教育出前講座「思いやりの心」の実施	安城市教育委員会生涯学習課

平成23年度「命を大切にすると人権尊重社会づくり事業」作成教材

1	大型紙芝居「ぼく のれるよ！」	愛西市人権教育実行委員会
2	道徳資料「ザリガニとり」	半田市人権教育実行委員会
3	冊子「ひとりじゃないよ」	刈谷市「命・個を大切にすると人づくり」実行委員会
4	冊子「生きる」	田原人権ファンクション委員会

愛知人権教育推進のための調査研究委託事業（平成24年度～）

1	CD 「あなたもわたしも大切に ～ハッピーな関係ですか？～」	知多市デートDV防止啓発実行委員会	H24
2	人権教育講座 （「相手（ひと）を信じて、感じられる人になること」 「いのちの大切さを感じること」）	岡崎市人権教育実行委員会	
3	人権ふれあい紙芝居「もう、かみなりはおちません」	津島市人権ふれあい教室実行委員会	H25
4	人権川柳作品集	碧南市人権教育推進委員会	
5	考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心	東郷町人権教育推進委員会	H26
6	人形劇の視聴を通して 自分の存在価値と自己肯定感を考える －創作人形劇「ぼくはこれがすぎ」の実践－	豊川市人権推進実行委員会	
7	弱者を思いやる心を大切に	あま市人権教育実行委員会	H27
8	人権特別講座 認知症高齢者への接し方 認知症サポーターとしてできること	みよし市人権教育推進委員会	
9	温かな人間関係を育もうとする児童生徒の育成	岩倉市小中学校人権教育研究会	H28
10	「思いやり・共に生きる」を感じよう	西尾市人権教育推進委員会	
11	自分を大切に 他者を大切に ～「ロバの口バちゃん」の人形劇を通して～	大治町人権教育推進実行委員会	H29
12	人権意識を高める啓発活動の取り組み －差別や偏見のない社会の実現を願って－	田原人権ファンクション委員会	
13	「自他を大切にすると子どもの育成」 －「地域の力」を取り入れた 自他を大切にすると心育て－	東海市人権教育推進実行委員会	H30
14	「人権…ぼくたち、わたしたち自身で考える」 －人が人を思いやる 幸せのまち こうた－	幸田町人権教育推進実行委員会	
15	ライフステージと人権 ～高齢期を中心に～ －認知症高齢者の人権擁護から 他者を思いやる心を育む－	弥富市人権教育推進実行委員会	R1
16	みんなちがって、みんないいまち 大家族たかほま	高浜市人権教育推進実行委員会	

17	「子がかすがい、子育てはかすがい」 — 人にやさしい春日井市の子育て —	春日井市人権教育推進実行委員会	R2
18	「先生に伝えたい LGBTを理解すること、 受け入れること の大切さ」	蒲郡市ダイバーシティ推進実行委員会	
19	「多文化共生社会をめざして」 —外国人の方も安心して 暮らせるまちづくりのために—	あま市人権教育実行委員会	R3
20	「人権尊重のまちを目指して」 —市民一人ひとりの人権意識を より一層高めるために—	知立市人権教育推進委員会	
21	被害者にも加害者にもなりえる！ ～インターネットによる人権侵害～	一宮市人権教育推進実行委員会	R4
22	「女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動の実施」～誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会に向けて～	女性に対する暴力をなくす運動実行委員会 (豊田市)	

愛知県生涯学習情報システム

学びネット あいち



「学びネットあいち」は
生涯学習情報満載の
便利な情報サイトです！

講座・ イベント を探そう！

講座・イベントをキーワードやカレンダー等で絞り込んで調べることができます。自分好みの講座・イベントに出会うチャンス！

講師・ ボランティア を探そう！

講座・イベントで講義等をしていただく講師や、生涯学習活動を支援していただくボランティアを探することができます。



その他、 役立つ情報が 盛りだくさん！

動画などを見ながら学習できる「学べる Web 教材」や、情報誌「まなびあいち」「まなびあいち Web」等、様々な情報がご覧いただけます。



今すぐアクセス！

<https://www.manabi.pref.aichi.jp>

※スマートフォンからもご覧いただけます。→



公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県生涯学習推進センター

〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号 (1 階)
TEL 052-433-5101 FAX 052-451-1371

2024 年 3 月 移転しました！

ホームページ <https://www.manabi.pref.aichi.jp/center/>
SNS (共通) : X(旧 Twitter)・Instagram @aichi_llcenter

愛知生涯



※「学びネットあいち」は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が愛知県教育委員会から委託を受けて運営しています。

人権に関する Web 教材を見るには

1 パソコンまたはスマホ、タブレットから「学びネットあいち」にアクセスします。

学びネットあいち 

<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

2 「学びネットあいち」トップページから、学べる Web 教材の【一覧へ】をクリック



3 おすすめキーワードの中から【人権】をクリック



4 教材一覧の中から好きな教材名をクリックすることで教材を見ることができます。



学べる Web 教材とは

パソコンやスマートフォン等を使って、動画やテキスト等の教材を見て学習することができるページです。

人権に関する教材をはじめ、自作視聴覚教材や民俗芸能大会の動画教材等が登録されています。是非、御利用ください。



人権 Web 教材に関するお問合せ

愛知県教育委員会あいちの学び推進課
家庭教育・地域連携支援グループ

【電話】 052-954-6780

【ホームページ】

<https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/jinken.html>

「心のふれあい紙芝居と音楽会の実施

—教材の制作等及び実演—

1 はじめに

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる時期の子供たちへの人権教育はとても重要なものである。文部科学省も、幼児期に人間形成の基礎が築かれると示しており、幼児期に経験した生活や遊びは、その後の安定した情緒を育むための土台となりえる。また、幼児期をどう過ごすかで、知性や社会性の基礎が変化していくことも考えられる。子供が様々な体験を得ること、そのための環境づくりは非常に重要なことだと考えられる。

津島市人権教育実行委員会では、いろいろな問題に対する子供たちなりの体験からの「気づき」は、必要であり、絵本やお話の本などを活用することで、想像力等を育て、自分を大切にす感情とともに、他の人のことも思いやれるような心を育むことが大切であると考えている。その趣旨に基づき、平成25年度にははじめをテーマにした紙芝居「もう、かみなりはおちません」を作成した。この紙芝居については、地域の保育園や幼稚園、小学校等へ配布を行うと共に、津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の人権教室に現在も活用していただいている。



これらのことを踏まえて、はじめとは別のテーマでの子供たちの体験のためのツールとして、改めて人権についての紙芝居を作成することとなった。この紙芝居をとおして、現在そして未来の「人権の担い手」である子供たちに、勝手な思い込みや決めつけで人を見るのではなく、一人ひとりの違いを認め、相手の立場に立って考える視点をもつ「人権感覚」を育むことを目的とした。

2 事業の経過

(1) 実行委員会の構成

津島市女性の会の代表者

津島市小中学校人権教育研究会会長

学識経験者

津島人権擁護委員協議会津島地区委員会委員2名

津島市教育委員会社会教育課長

津島市市民生活部人権推進課長

(2) 委員会の開催

5月16日 準備会

内容：会長副会長選出、事業趣旨説明、事業計画説明

8月31日 第1回委員会

内容：事業進捗状況報告、成果物実演日程調整

1月17日 第2回委員会

内容：事業報告及び会計報告

3 活動の実際

(1) 紙芝居の作成

紙芝居の題材については、前回と同様に津島市に所縁のある昔話を題材にするということで選定が行われた。前回紙芝居を制作した際に昔話を提供していただいた委員である黒田剛司氏の協力の元、いくつかの候補が挙げられた後、「義経さまの矢塚」という昔話が選定された。

義経さまの矢塚は、源義経が戦のために現在のあま市を行軍中に休憩していた時の話。サムライが自分よりも体格が小さく、持っている弓も自分より小さい義経に対してそれをからかったところ、矢をどこまで飛ばせるか競争になる。義経はサムライよりも遠く、現在の津島市百町まで矢を飛ばし、それが現在の市の地名の由来となった。サムライは義経に自分の言ったことを謝罪し、義経もそれを許すというのが全体の内容。見た目で人を判断するのではなく、みんなそれぞれに良いところ、優れたところがあるというメッセージが込められている。

紙芝居の物語は黒田氏に子供でも内容が分かるように手直しをしていただいた。また、紙芝居の絵については、前回紙芝居を制作した際に依頼をした石本真裕子氏に制作を依頼し、今回についても制作をしていただけることとなった。



紙芝居については、現在津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の人権教室においても紙に印刷したものでなくパワーポイントを使用して実演するのみであることや、データのため保管も容易であることから、パワーポイントで作成することとした。このことを踏まえて、今回の紙芝居には視覚効果や効果音を取り入れ、より子供に楽しんでもらえるような仕掛けを行った。

(2) 音楽会の実施決定

紙芝居について、完成した後に地域で実演を行うこととなるが、他にも子供たちに楽しんでもらいながら体験をしてもらえることが何かできないか検討がされた。創造力や感受性などのあらゆる発達、「生きる力」を子供たちが体験をとおして身に付けてもらうには音楽はどうかということになり、演奏をしていただける方を探すこととなった。その結果、市の子育て支援センターにて親子音楽会を実

施いただいている団体の方に、音楽の演奏や音楽遊びを実施していただけることになった。

音楽の曲目や、音楽の内容については、団体の方と打合せを数回行い、実施する季節や子供が聞いて楽しめるかどうかを考慮して決定した。

(3) 地域の保育園及び小学校での実演（全2回）

実演については、市内2箇所で開催した。冒頭で幼児についての記述をしたが、幼児を1年でも過ぎたら対象ではなくなるというものではないと考え、対象を幼児に限定することはせず、小学1年生も対象とした。「心のふれあい紙芝居と音楽会」と題して、小学1年生を対象とした実施は津島市立南小学校にて、幼児を対象とした実施は津島市立共存園保育所にて受入れを依頼し、了承をいただいた。詳細な日時と実施内容については下記のとおり。紙芝居実演は委員会委員が行った。

なお、共存園保育所での実施において、年少のクラスは音楽会のみ参加となっているが、これは共存園保育所側より、年少の子供たちの集中がすべてのプログラムの間、継続するか難しいとのことで、音楽会のみ参加となったものである。

実演の際、市で配布している啓発品を参加した子供たちへ配布した。

①津島市立南小学校

1 日 時

令和5年12月4日（月）午前10時50分から

2 対 象

津島市立南小学校 1年生（約55名）

3 開催内容

(1) 南小学校先生からの開始の挨拶

(2) 津島市人権教育実行委員会からの挨拶

(3) 音楽遊び

・幸せなら手をたたこう

(4) 紙芝居の実演

(5) 音楽会

・アイドル

・マツケンサンバ

・Let it go

・Y. M. C. A.

・音楽手遊び数曲

・クリスマスソング数曲

(6) 児童との意見交換会

②津島市立共存園保育所

1 日 時

令和5年12月19日（火）午前10時から

2 対 象

津島市立共存園保育所 年少・年中・年長（合計約34名）

※年少は(5)音楽会のみ参加

3 開催内容

- (1) 共存園保育所園長先生からの開始の挨拶
- (2) 津島市人権教育実行委員会からの挨拶
- (3) 音楽遊び
 - ※曲目は①と同じ
- (4) 紙芝居の実演
- (5) 音楽会
 - ※曲目はほぼ①と同じ
- (6) 幼児との意見交換会



(4) 紙芝居の地域への配付

紙芝居については、パワーポイントと台本のワードファイルをCD-Rに書き込んだものを、市内の保育園、幼稚園、こども園、子育て支援センター、小学校等の27箇所へ配付を行い、活用いただくようお願いをした。CD-Rの残数については、今後希望者へ配付・貸出の際に使用する。

また、「もう、かみなりはおちません」に続いて、今回制作した「義経さまの矢塚」についても、津島人権擁護委員協議会津島地区委員会においても活用をしていただく。



4 成果と今後の課題

実演では、子供たちからは多くの楽しかったという感想をいただいた。委員からは皆真剣に聞いていたとの振り返りがあり、このことについて教員の委員からは、子供は楽しかったり面白かったりすれば真剣に聞くし、そうでなければ絶対に聞かない。きちんと聞けたということはそれだけ魅力があったということだと評価をいただいた。子供の頃に体験して感じたことは、その後の人権感覚の醸成に限らず、とても重要なことである。今回の取組がこれからの時代を担う子供たちの人生がより豊かになるための一助となればと思う。今回の実演に限らず、今後も津島人権擁護委員協議会津島地区委員会をはじめ、様々な場所で制作した紙芝居が活用されるようにしていきたい。

「SNS世代の青少年の非行防止と健全育成の取り組み」

1 はじめに

青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、スマートフォン等の普及に伴う有害サイトの増加によって特殊詐欺・薬物犯罪・性犯罪へ巻き込まれるなど、保護者の目の届かないところで問題行動が潜在化している。こうした社会環境は、発達途中の青少年の人格形成に影響を及ぼすことがあり、例えばSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による誹謗中傷や児童ポルノは、ネット上への流出により将来にわたって苦しむことになるといった重大な人権侵害を引き起こすなど、社会問題となっている。

スマートフォンやSNSは、便利である一方で悪意のある行為等により人権やプライバシーを侵害される危険性が潜んでいる。そこで当市では、SNSが生活の一部になっている青少年とその保護者向けに、SNSを介した犯罪被害の現状と危険性などを知ってもらうため、周知・啓発及びセミナーを実施することで、青少年の人権を守るとともに子供と大人と一緒に学ぶ機会を提供することを目的に事業を実施した。

2 事業の経過

(1) 実行委員会の開催

① 5月9日 第1回実行委員会開催

内容：セミナー内容、講師、開催日及び場所などについて検討

② 6月29日 第2回実行委員会開催

内容：セミナー内容、講師、開催日及び場所などについて調整

③ 8月17日 第3回実行委員会開催

内容：周知・啓発用品の検討

④ 10月26日 第4回実行委員会開催

内容：周知・啓発用品の調整

(2) 市内の中学校及び高校へ周知・啓発の実施

11月～12月に、市内中学校（23校）の全生徒と市内高校（11校）の全クラスを対象に、SNSからはじまる人権被害の実例をイラストにしたチラシを作成・配布。

【作成したチラシ（両面）】



(3) セミナーの実施

12月9日に、市内の中学生・高校生とその保護者を対象に、市内の中では若者が多く集う場所である豊橋市まちなか図書館にて、「SNSに潜む危険を知ろう～危険が潜むスマホとの上手な付き合い方を学ぶ～」セミナーを実施。

【セミナー会場（豊橋市まちなか図書館）】



3 活動の実際

(1) 周知啓発の実施

- ・ 目的 SNSの危険性などに関心のない若者に対し、自然と目につく方法で周知啓発することで、SNSとの向き合い方について考えてもらうきっかけをつくることを目的に実施。
- ・ 内容 SNSからはじまる人権被害の事例（※）をイラストにしたチラシを作成・配布。

※事例の選定に当たっては、愛知県警察本部少年課少年サポートセンター豊橋と内容を調整し、実際に犯罪被害の多い事例や警戒している事例の中から、若者にとって身近に感じやすいテーマを掲載することとした。

【掲載内容①「児童ポルノ」】



【掲載内容②「闇バイト」】



- ・時 期 令和5年11月～12月
- ・対 象 市内中学校（23校）の全生徒と市内高校（11校）の全クラス
- ・方 法 中学生：全生徒へチラシ配布、高校生：全クラス掲示
- ・配布数 11,600部（中学校 約11,000部、高校 約600部）

（2）セミナーの実施

- ・講 師 愛知県警察本部少年課少年サポートセンター 浅尾直宏氏
- ・日 時 令和5年12月9日（土） 午後2時～午後3時
- ・場 所 豊橋市まちなか図書館 中央ステップ
- ・テーマ SNSに潜む危険を知ろう～危険が潜むスマホとの上手な付き合い方～
- ・参加者 40名（事前予約制、当日参加可）
- ・内 容

中学生・高校生とその保護者を対象に、SNSを介した犯罪の現状とその対策について、実例を交えながら、トラブルとなった問題点や回避するための心得など事例ごとに説明する内容のセミナーを開催した。

講師の浅尾氏は、高校教諭でありながら愛知県警察本部へ出向しており、現在は若者の非行防止や立ち直り支援などで活躍しているが、もともと生徒指導として約20年間高校生を指導してきた経験を持ち、警察官と高校教諭それぞれの立場で現状を把握している本テーマに関する専門家である。そのため、ひと昔前と比べた若者の変化について主観を交えた説明に加えて、今の若者に必要なものを御自身の経験を踏まえて語られた。

本セミナーでは、SNSを介した犯罪事例として、「児童ポルノ」、「闇バイト」及び「違法薬物」について紹介があった。ふざけて撮った写真から始まる「児童ポルノ」、一度手を出し抜けられなくなった「闇バイト」、SNS上で簡単に手に入る「違法薬物」などについて、実際に愛知県内で起こった事件に関わった職員から聞いた生の声をお話いただいたことで、身近な出来事として聞くことができた。

こうした犯罪に巻き込まれないためにSNSから自分自身を守る方法についても、SNS上にある機能をうまく活用することの他、投稿する前に傷つく人はいないか、将来の自分を傷つけないかなど一呼吸おいてから投稿する意識をもつことが大切である等のアドバイスがあった。

【セミナーの様子】



また、SNS絡みのネット・スマホに関する図書、情報リテラシー教育に関連する図書の紹介コーナーを設けて来館者へ周知を行った。

【関連図書の紹介】



4 成果と今後の課題

本事業は、対象である青少年にとって重要なことであるが、当事者にとってはあまり関心のない内容であるため、どのようなアプローチの仕方が効果的であるかを意識しながら事業を進めた。

まず、周知啓発については、愛知県警察に内容について御協力いただいたほか、市内の中学校及び高校の生徒指導の先生方にも御協力いただき、チラシ配布という方法で実施することができた。特に中学校においては、作成した啓発チラシを全生徒約 11,000 人に配布することができ、関心・興味のない生徒やその保護者に対しても目に留めることができたため、広く周知することができたものと認識している。

周知啓発に関する反省点として、単にチラシ配布だけでも効果はあったと考えるが、各学校の先生方に対して内容及び問題意識の共有を図った上で、自分自身を守る方法や危険性などを先生から生徒へ一言加えてもらうといったひと手間があると良かったのではないかとこの点があがった。

また、セミナーについては、集客に困るテーマであったが、市内で若者が多く集まる場所である豊橋市まちなか図書館と内容の趣旨（人権教育×情報リテラシー教育）が合ったため、若者が自然と集まるオープンスペースにて開催できたことで参加者 40 名という成果につながった。

セミナーの中で学んだ内容になるが、SNSからはじまる人権被害については、問題の根源が若者の寂しさや居場所探しといったケースが多く、単に若者だけの問題ではなく大人にとっても若者に寄り添って対話していくことが重要であることが分かったため、今回に限らず活動を継続していくことが大切であると改めて認識できた。

本市では、令和 5 年度機構改革により青少年健全育成事業が教育委員会へ業務移管されたこともあり、今回の委託事業を通じて、愛知県警察をはじめ関係機関との連携強化も兼ねて実施することができたことは今後につながる大きな成果となった。また、本事業を機に、来年度から小中学校向けの出前授業の新しいメニューとして、「身近に潜む危険」というテーマで青少年の健全育成と非行防止に関する内容を追加することができたため、今後も各種機関と連携しながら青少年の健全育成事業に取り組んでいきたい。

<第3部> 令和5年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
1	瀬戸	多様な社会で生きるためのコミュニケーション実践講座	・国籍に関わらず多様な社会でお互いが快適に過ごすための日常のコミュニケーションの方法を学び、実践した。	一般市民
2	尾張旭	人権教室	・人権擁護委員による人権についての授業、啓発品の配布	市内小学校5校
3	豊明	LGBT研修会	・LGBT当事者等の話や基礎知識を聞き、LGBTの理解を深め、多様な生き方をお互いに認め合える社会の実現を目指す。 講師：NPO法人ASTA	中学生、高校生、教員、市役所職員
4	日進	障害者差別解消法講演会	・障害理解について、またどのような対応がよいのか（ユニバーサルマナー）について、障害者差別解消法に定められている差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての講演 講師：薄葉 幸恵氏（株式会社ミライロ）	一般市民、事業者等
5	東郷	多文化子育てサロン	・名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学と連携して、日本人親子と外国人親子との交流を目的に、描画遊びや絵本の読み聞かせなどを実施する。	就学前の子とその親子
6	長久手	男女共同参画啓発事業 「愛と青春の名曲～すべての曲は愛から生まれる…かもしれない～」	・音楽ライター小室(こむろ)敬幸(たかゆき)氏による音楽講座を開催。有名なクラシック曲やヒットしたポップスの裏に隠れた様々な「愛のカタチ」を演奏と解説により読み解いた。	一般市民・市職員
7	春日井	デートDVパンフレット配布	・デートDV防止啓発のため、デートDV防止パンフレット「デートDVってなに？～お互いを大切に作る関係とは～」を市内高校1年生に配布。 ・「SNSなどを利用した暴力被害にあわないために」啓発チラシを作成し、パンフレットとともに配布。	高校1年生
8	小牧	職員研修事業	障がいのある方とともに働くための研修 ・今、なぜ障がいのある方の雇用が注目されるのか ・障がいのある方を受け入れる際の心構え ・障がい特性に合わせた接し方 ・継続的に働き続けてもらうために	市職員
9	北名古屋	女性に対する暴力をなくす運動（展示）	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ポスター（内閣府作成）、配偶者からの暴力（DV）に関する資料の展示、パープルリボン等啓発資材の配布等	一般市民
10	清須	人権教室	・読み聞かせ、紙芝居 講師：清須市人権擁護委員11名	幼稚園児（年長）・保育園児（年長）
11	豊山	西春日井地区新規採用職員後期研修	・人権問題に対する愛知県の取組、最近の人権問題について学び、人権尊重の意識を醸成する。 ・講師：伊藤 克己氏（愛知県職員）	町職員
12	一宮	情報誌「いーぶん」	・男女共同参画情報紙「いーぶん」は、男女共同参画社会の実現のために作られた情報紙であり、今年度の51号特集では「性について考えよう ～LGBTQ+～」をテーマとし、LGBTQ+について、正しい知識を学び、考えてもらうことを目的に発行した。	市広報誌とあわせて全戸に配布を実施
13	稲沢	日本語講座	・外国人に市民との円滑なコミュニケーションを促進し、充実した日常生活を支援。 ・初心、初級者クラスは講師が教室形式で指導、中・上級者クラスはボランティアが少人数グループ形式で指導。	市内在住・在勤の16歳以上の外国人（初心・初級クラス15人 中・上級者クラス25人）
14	犬山	青少年健全育成講演会	「学校へ行けなかった僕の居場所」 講師：漫画家 棚園 正一氏 ・小中学校の9年間ほとんど不登校だった。 両親や学校の先生、カウンセラーや支援者さんとの出会いが宝物となっている。 当時自分が感じていた気持ちを語る。	中学校・高校の生徒、教師、主催者
15	江南	人権教室	・啓発ビデオ・絵本・クイズ・講話などをとおして、子供たちに分かりやすく思いやしの大切さを伝え、人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身につける機会とした。	小中学校、保育園の児童・生徒、園児
16	岩倉	子供の権利救済委員会	・子供と親の相談員の活動状況、適応指導教室「おおくす」の状況、子供の権利に関する授業の実施状況、家庭児童相談室の相談状況について ・岩倉市子供行動計画の取組について ・（仮称）第3期岩倉市子供・子育て支援事業計画及び岩倉市子供行動計画策定について	権利救済委員
17	大口	小学校人権教室	・日常でおこる学校生活での出来事を題材にして、寸劇を行い子供たちに人権について考えてもらう機会とした。	小学校4年生
18	扶桑	イオンモール扶桑での人権啓発活動	・人権週間（12月4日～10日）にイオンモール扶桑で人権の啓発活動を行った。町の人権擁護委員3名をはじめ、扶桑中学校の生徒2名、扶桑北中学校の生徒6名が「一日人権擁護委員」として参加し、来店者200名に啓発物品を配布した。	店舗来店者
19	津島	人権講演会	・学校をとりまく人権問題について、「いじめ」「被差別部落」「女性」「障がい者」「外国人」の五つの差別について考えた。 ・講演 「みんな違って みんないい」 講師：浅井 厚視氏（津島市教育長）	市民等

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
20	愛西	人権講演会	講演会「笑いと情けが人の輪をひろげる」 講師：落語家 林家 染二氏 中学校全校生徒を対象に講演と落語を開催。 身近な話題でスライドを使用した講演と生徒参加式での落語を通して人権の啓発を行った。	中学生
21	弥富	生涯学習講座	・高齢者を対象に同年代と交流する機会や、自立して生活するための知識を学ぶ機会を提供。 1. 「暮らしの中の身近な税について」 税について学ぶ講座 講師：税務署より派遣された講師 2. 「姿勢を整え、活き活き、らくらく生活！」 カイロプラクティック講座 講師：青木 明美氏 など	一般市民（60歳以上）
22	あま	市民人権講座① 外国人の人権	・講師：指宿 昭一氏（弁護士） ・内容：外国人の人権について	一般市民等
23	大治	人権・道徳講演会 （自分らしく生きるということ）	・講演会「前向きになれる、やる気がわいてくる言葉のかけ方」 講師：鈴木 孝氏（ベップトーク普及協会認定講演スピーカー） 道徳的判断力や実践力を培うことをねらいとした。	中学校全校生徒、PTA、教育委員会、希望した保護者
24	蟹江	人権週間に伴う街頭啓発活動	・蟹江町内、飛鳥村内にて巡回啓発活動を行う。 ・会場にて来店者へ啓発品（アクリルたわし等）の配布を行う。 ・啓発品のアクリルたわしは、津島人権擁護委員協議会南部地区委員会より支出	一般市民
25	飛鳥	人権教室	・12月の人権週間に合わせて、人権擁護委員の活動を通じ、生徒が互いの違いを認め合うことの大切さについて考えた。 ・テーマ「互いの違いを認め合うことから始める」 ・題材「うさぎとかめのその後」	義務教育学校 3年生
26	半田	高齢者・障がい者虐待防止講演会	・健康課主催の認知症理解促進イベント内の「認知症理解促進シンポジウム」で、高齢者・障がい者の権利擁護（虐待防止、成年後見制度）に関することを発信する。また、同日同会場で高齢者・障がい者虐待防止及び障がい者差別解消についてのパンフレット配布等の普及啓発活動を行った。	一般市民
27	常滑	男女共同参画事業 LGBTQ+の基礎知識を学ぼう	・事者の話を聞き、理解を深める 講師：ASTA複数名	市職員
28	東海	東海市子供のいじめ問題 対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関の連携を図るために設置し、以下について協議 ・いじめの防止等に係る関係者の相互の連絡調整 ・いじめの防止等に向けた取組状況に関する情報共有 ・その他いじめの防止等に関する施策に関すること	市長、教育長、地区委員長、民生委員・児童委員連絡協議会長、小中学校PTA連絡協議会長、コミュニティ推進地区連絡協議会委員、名古屋法務局半田支局総務課長、知多福祉相談センター児童育成課主事、東海警察署生活安全課長、校長会長
29	大府	人権連続講演会	・大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり条例施行記念として開催し、人権について理解を深められるよう連続講演会を実施した。 ①インターネットと人とのかかわり合い 講師：スマイリーキクチ氏 ②多様性を楽しむ 講師：星野 ルネ氏③性的少数者の人権 講師：風間 孝氏	一般市民
30	知多	多言語生活オリエンテーション	・日本での日常生活を送るのに役立つルールや情報を直接多言語で提供し、地域社会への理解を促進するとともに、外国人の方々の市政への要望等を聞く機会とした。 ・学用品譲渡会を開催し必要な学用品を提供。	市内在住外国人市民
31	阿久比	男女共同参画講演会	・男女がともに支えあい、女性の社会参画や男性の家庭参画へのチャレンジを支援する地域づくりを目指す。 演題「男女平等参画は「男性活躍」がカギ!? ～身の回りの「もやもや」から考えてみませんか?～」 講師：山本 恵子氏(NHK名古屋放送局コンテンツセンターチーフ・リード)	一般町民
32	東浦	人権啓発活動	・人権に関するパワーポイント紙芝居及び講話を通じて、幼いころから「人権擁護」について意識させるとともに、親子で考えるきっかけを作る。	園児とその保護者
33	南知多	子供人権教室	・絵本の読み聞かせと共に言葉使いについて考える人権教室	5歳児
34	美浜	多様な性理解促進のためのセミナー	・性的マイノリティへの正しい理解を促進するため、基礎的な知識を学ぶためのセミナーを開催しました。誰もが「自分らしく生きられる社会」にするために、私たち一人一人が、性の多様性について正しく理解し、基礎的な知識を学ぶ機会となった。 演題「一から学ぶLGBTQ+ ～性の多様性を理解する～」 講師：愛知淑徳大学交流文化学部教授 若松 孝司氏	一般住民、女性団体の会員、役場職員
35	武豊	人権を理解する作品コンクール 優秀作品展	・人権についての作品を募集し、その優秀作品を掲示し、人権について理解することと、意識の啓発をした。	町内小中学校生徒児童及び全町民
36	岡崎	男女共同参画推進のための職員研修	・市職員の性的少数者への理解の促進を図るため、性的少数者に関する基礎知識を習得し、多様性について考える研修 講師：神谷 悠一氏（LGBT法連合会 事務局長）	市職員

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
37	碧南	男女共同参画フォーラム	・「ワークライフバランス ～共働き世代の育児問題について～」 CBCテレビアナウンサーの小高直子(こたかなおこ)さんをコーディネーターに、NPO法人ファザーリング・ジャパンの平塚さんをコメンテーターとしてお招きし、3世代の共働きご夫婦のパネリストと、パネルディスカッションを開催した。それぞれの職場と家庭を両立する上での体験談などについてお話を伺い、ワークライフバランスについて考えると共に、夫婦で支え合い家庭と仕事を両立するためのヒントを探した。	一般市民
38	刈谷	ミライ刈谷2023	・「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、市民・団体・企業・行政が連携し、様々な情報発信や学習の場を提供する。 ・パネルディスカッション「たのしく！ポジティブ！はなわ流子育て～トークショー&ミニライブ～」 トークゲスト：はなわ氏(タレント) 進行：阿部 あき子氏(フリーアナウンサー) ・かりや映画祭「老後の資金がありません！」上映 ・講座(環境・子育て・多様性・キャリアデザインなどをテーマに対面講座7講座、オンライン講座1講座)	一般市民
39	豊田	人権移動教室	・DVD、講話、人権クイズ、人権かるた、人権イメージキャラクターソング合唱・手話・読み聞かせ等	園児・児童、生徒
40	安城	LGBT職員研修	・LGBTの基礎知識 ・保護者によるライフヒストリー	小中学校教職員・市職員
41	西尾	令和5年度特別研修「人権の話」	・人種差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、人権を尊重した行動がとれる職員を目指す。 ・毎年「人権週間」を意識した日程で開催。 ・講師：西尾人権擁護委員協議会 事務局長 古崎 康夫氏	正規職員(保育士及び病院医療職を除く)
42	知立	夏期研修会研修講座	・性の多様性について理解を深め、教育現場での児童生徒対応に生かすことを目指す。 ・研修会「性の多様性を自分の問題として捉えるために」 講師 風間 孝 氏(中京大学教養教育研究院教授)	市内教職員
43	高浜	ネットモラル講演会	・SNSによる被害事例の実態から、SNSが人権を侵害するものになり得ることを学び、SNS・ネット機器の正しい利用、活用について考える。 講師：逢楽 安希子氏(株式会社luminoso代表)	中学生
44	みよし	男女共同参画啓発事業(大学生向け)	・「男女共同参画」及び「SDGs」、「共生」について、先進事例等の調査結果を、学生がパワーポイント等で発表し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社名古屋支社及びみよし市役所人事担当者・SDGs推進課担当者がコメンテーターとして、これから社会人の一員となる大学生へ向けてアドバイスをを行った。	大学生
45	幸田	人権教育授業研究会	・道徳の教材を扱い、人権教育に焦点を当てた授業研究会を行った。事後研究会では、参加者と意見交流会を行い、受業者にとっても有意義な物となった。	中学生
46	豊橋	障害者差別解消法を知ろう	・差別解消法の趣旨及び合理的配慮について再認識すると共に具体的事例を参考とし、実践的な対応方法について理解を深める ・豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の理解の促進と今後の対応方法について学ぶ	一般市民・福祉事業所・市職員
47	豊川	人権・男女共同参画講演会	・著名人による人権尊重の普及または男女共同参画への理解に関する講演 ・演題 共に生きることのすばらしさ ～心を伝える意味を考える～ ・講師：俳優 菊池 桃子氏 ・会場において、人権啓発用印刷物や啓発物品を配布	一般市民
48	蒲郡	蒲郡市男女共同参画講演会	「谷本歩実氏講演会 夢を叶える思考力」 ・2大会連続の柔道女子金メダリストに輝いた谷本 歩実氏を講師にお迎えし、競技人生や自身の経験などについて語っていただく講演会。	一般市民
49	田原	体験して学ぼう!田原市SDGsフェスタ(第15回男女共同参画フェスティバル)	・田原市男女共同参画推進プランⅡの目標都市イメージ「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画の意識を広く啓発するため開催。過去は男女共同参画啓発として単独開催だったが、出展者を広げ男女共同参画だけでなくSDGs全体を学べるものとした。 ・ワークショップ「シールで投票!家事は誰のもの」 ・市民活動団体、企業、市内高校によるワークショップ、パネル展示、バザー ・令和3~4年度男女共同参画啓発作文入選作品の展示	一般市民
50	新城	愛知県男女共同参画啓発月間事業	・図書館でウィルあいち情報ライブラリー男女共同参画啓発パネルの「LGBTの基礎知識」と男女共同参画関係の図書を展示。 ・市政番組「いいじゃん新城」で男女共同参画やジェンダー格差等について放送	一般市民
51	設楽	人権教室	・紙芝居、ビデオ等を使用して相手を思いやる大切さなどを学習した。	市内小学生
52	東栄	東中人権標語	・愛知県の人権週間にあわせて全校生徒が人権標語を作成し、その中から東栄中学校の標語を選んだ。	市内中学生
53	豊根	人権学習	・人権擁護委員による人権に関する紙芝居やふわふわ言葉の学習を実施した。	小学生

2023（令和5）年度

人権に関する学習をすすめるために

2024（令和6年）3月発行

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6780（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6962

愛知県教育委員会あいちの学び推進課
愛知人権ファンクション委員会

